

諮問日：平成30年10月29日（平成30年度（最情）諮問第53号）

答申日：平成31年3月15日（平成30年度（最情）答申第84号）

件名：裁判官任官希望者に対する健康診断等の予定が記載された文書の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「裁判官任官希望者に対する健康診断，採用面接等の予定が書いてある文書（第71期司法修習生用）」の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，「裁判官任官希望者に対する健康診断，採用面接等の予定」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成30年10月3日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

健康診断及び採用面接の各実施日については，公になると，これらの実施を妨害されるなどして，円滑な判事補採用手続の進行に支障を及ぼすおそれがある。したがって，今後の人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため，各実施日が経過するまでは不開示事由が

存在する。

また、採用内定通知発送日については、裁判所内部の事務に関する日程であり、採用手続の進捗によっては変更の可能性があるものの、その後の円滑な採用手続の進行のため、裁判官任官希望者に限ってあらかじめ伝えているものである。このような情報が公になると、例えば、仮に日程に変更があった場合、裁判官任官希望者の周囲の者等にあらぬ憶測を生んだり、その結果、同希望者に無用の風評を生じさせたりするなどの混乱を招くなど、円滑な判事補採用手続の実施に支障を及ぼすおそれがある。したがって、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、採用内定通知発送日が経過するまでは不開示事由が存在する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年10月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月18日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年2月22日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件不開示部分のうち、健康診断及び採用面接の各実施日については、これらが公になると、健康診断及び採用面接の実施を妨害されるなどして、円滑な判事補採用手続の進行に支障を及ぼすおそれがあるから、各実施日が経過するまでは不開示事由があり、また、採用内定通知発送日については、裁判官任官希望者に限ってあらかじめ伝えているものであり、これが公になると、日程に変更が生じた場合に無用の混乱を招くなどして、円滑な判事補採用手続の実施に支障を及ぼすおそれがあるから、採用内定通知発送日が経過するまでは不開示事由があると説明する。本件開示文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、健康診断及び採用面接の各実施日並びに採

用内定通知発送日が具体的に記載されていることが認められ、これらの記載内容を踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人